証明と閲覧

市税に関する証明や固定資産課税台帳又は名寄帳の閲覧が必要な場合は、必要書類をお持ちのうえ、市税事務所などの担当窓口へお越しください。

（この担当窓口では、なりすましの防止や個人情報保護のため、窓口に来られた方の本人確認を行っています。官公署が発行した顔写真付き証明書（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。）

●証明や閲覧を請求できる人

証明・閲覧などの内容は、個人の秘密にかかわるため、証明や閲覧を請求できる方は、次の人に限られます。

① 本人（納税管理人など本人と同視できる方を含む。）
② 本人の委任状又は代理権授与通知書など（以下「委任状等」という。）を持参した方
③ 現在の北九州市の住民票上で同一世帯で同居の夫・妻・直系の親子で、本人から依頼があったと認められる方

注 意　同居であっても兄弟姉妹・義理の親子などの方、別世帯の方は、本人の委任状等が必要です。

④ 法人の場合は、代表権のある方（それ以外の方は、委任状等が必要です。）
※社員の方が請求される場合には、代表者からの委任状又は代表者の自署もしくは記名し代表者印を押印した申請書（委任状をお持ちでない場合は、社員であることが確認できるもの（社員証等）の提示をお願いします。）が必要です。
⑤ 借地人・借家人などの方（賃貸借契約書など契約内容が確認できる書類等が必要です。）

注 意　借地人・借家人などの方が請求する証明は、契約内容などの確認が必要なため、東部及び西部市税事務所の固定資産税課でのみ取り扱います。

●おもな証明・閲覧の種類、手数料及び担当窓口（P.75、76参照）

証明書（固定資産税に関する証明の一部を除く）は、お住まいの区に関係なく、すべての区役所・出張所で受付・発行しています。

証明等の種類	手 数 料	担当窓口
課税に関する証明 ○個人市民税の所得額（課税・非課税）証明	1件につき300円	市税事務所市民税課 または税務課 各区出張所 ※出張所では、一部発行できない証明があります。 ※借地人、借家人など、納税義務者又は所有者（代理人含む）以外の方からの申請による「固定資産課税台帳記載事項証明」は、市税事務所固定資産税課で発行します。
○固定資産課税台帳記載事項証明 （土地、家屋、償却資産）	1件（筆・棟等）につき300円 1件（筆・棟等）増すごとに200円	
納税に関する証明 ○市民税、固定資産税などの納税証明	1件につき300円	

証明等の種類	手 数 料	担当窓口
住宅用家屋証明	1件につき1,300円	市税事務所固定資産税課 または 都市戦略局建築審査課
固定資産課税台帳又は名寄帳の閲覧	1件につき300円	市税事務所固定資産税課 または税務課

注 意

○軽自動車税（種別割）の継続検査用納税証明は無料です。
※軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の稼働により、継続検査用納税証明書は原則不要となっています。

○縦覧期間中（縦覧期間についてはP.43参照）に納税義務者の方が固定資産課税台帳又は名寄帳を閲覧される場合は無料です。

●郵送で請求される場合

窓口にお越しになれない場合に証明書の郵便請求ができます。

北九州市ホームページ（郵送請求）

【必要書類】

① 申請書
北九州市ホームページからダウンロードできます。
※任意の様式による場合は、氏名（旧姓）、フリガナ、生年月日、現住所（所得額証明の場合は1月1日現在住所も記入）、電話番号、必要な証明書（年度、枚数）、使用目的を記入してください（固定資産課税台帳記載事項証明の場合は、物件の所在地・家屋番号、継続検査用納税証明の場合は、標識番号も記入）。なお、法人の申請の場合は、申請書に代表者の自署もしくは、記名・代表者印の押印が必要となります。

② 申請者の本人確認書類（運転免許証等）の写し
③ 返信用封筒（切手を貼って宛名を書いたもの）
④ 手数料分の定額小為替（郵便局またはゆうちょ銀行発行の定額小為替）
⑤ 申請者が納税義務者本人以外の場合は、申請する資格があることを証明する資料
（納税義務者本人から委任を受けている場合は委任状など）

【郵送請求先】

部署名	住所	電話番号
北九州市財政・変革局 東部市税事務所 市民税課 郵便請求担当	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 （小倉北区役所内）	093-582-3420

市税証明書の郵送請求先は上記に集約しています。

●スマートフォンで請求される場合

市税証明書等の交付を、オンラインで申請し郵送で受取ることができます。

北九州市ホームページ（オンライン申請）

【申請できる人】

マイナンバーカードを所有する本人のみ申請することができます。代理人・第三者からの申請はできません。相続人や納税管理人であっても申請することはできません。

【オンライン申請に必要なもの】

① マイナンバーカード

署名用電子証明書の機能の設定があるものに限ります。申請の際は、署名用電子証明書暗証番号（ご自身で設定した6桁から16桁の英数字パスワード）の入力が必要です。

※お引越しやご結婚等で、住所や氏名の変更があった場合には電子証明書の再登録が必要となります。その手続きが完了しておらず、古い情報のままになっている場合は、スマートフォン申請の受付ができませんので、お住まいの市区町村役場の窓口での電子証明書の再登録を行ってください。

② スマートフォン

マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォンに限ります。

③ クレジットカード

支払はクレジットカードのみの対応です。（VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club）

※具体的な申請方法や注意事項等については、北九州市のホームページでご確認ください。

●市税証明書のコンビニ交付

市税証明書の一部について、全国のコンビニエンスストア等の専用端末（マルチコピー機）で個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して取得できます。

取得できる証明書	所得額（課税・非課税）証明書・個人市県民税の納税証明書(一般用)
取得できる方	必要な年度の賦課期日（1月1日）に北九州市に住民登録のある方
利用時間	午前6時30分から午後11時まで ※メンテナンス日を除く
利用できる店舗	全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等の専用端末（マルチコピー機）設置店

※取得できるのは、最新年度分のみです。年度の切り替えは毎年6月に行います。
※未申告の方や証明書取得時点で、北九州市に住民登録がない方は取得できません。
※利用方法など詳しくは、北九州市のホームページでご確認ください。

北九州市ホームページ（コンビニ交付サービス）